法人の県民税の法人税割における超過課税の延長について

令和８年１０月
島根県税務課

島根県では、法人の県民税の法人税割における超過課税の適用期間を５年間延長することとしました。（適用要件はこれまでどおりです。）

〇適用期間

改正後	改正前
昭和 52 年４月１日から **令和 14 年3月 31 日まで** に終了する各事業年度	昭和 52 年４月１日から 令和９年３月３１日まで に終了する各事業年度

〇適用要件

法人等の区分	法人税割の税率
・資本金の額又は出資金の額※1 が１億円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社 ・法人税割の課税標準となる法人税額が年１千万円※2 を超える法人等	1.8％
・上記以外の法人等	1.0％

※1　資本金の額又は出資金の額は、次の表に定める日現在における金額によります。

申告区分	基準日
確定申告	各事業年度の末日
中間申告	各事業年度の開始の日から6月を経過した日の前日

※2　２以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、法人税割の課税標準となる法人税額を関係都道府県に分割する前の額によって判定します。
　また、課税標準の算定期間が１年に満たない場合には、「年１千万円」の額を次の算式によって算出した額に読み替えます。

$$1千万円 \times \frac{課税標準の算定期間の月数}{12}$$

月数は、暦によって計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とします

清算予納申告及び清算確定申告（平成２２年９月３０日以前に解散した法人に限ります。）について、超過税率の判定における資本金の額又は出資金の額の基準日は、解散の日となります。また、適用する税率も解散の日の税率となります。

税率については、今後の条例改正により変更されることがありますのでご注意ください。

◆お問い合わせ先
〇島根県東部県民センター　法人課税課　　TEL0852-32-5621
〇島根県西部県民センター　法人・軽油課税課　　TEL0855-29-5519
〇島根県総務部税務課　課税・税務システム第一係　　TEL0852-22-5923